

貨物タンク及び貨物管装置等の接地に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, D 編, N 編及び S 編
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編

改正事項

貨物タンク及び貨物管装置等の接地に関する事項

改正理由

貨物管装置等の接地要件を規定している IACS 統一規則 E9 においては、管内に貨物油等の導電性液体が流れる際に発生する静電気を抑制するために、恒久的に船体に接地されない独立型貨物タンク及び非導電性ガasket を有する管装置等は、ボンディングストラップによって船体に接地する旨規定されている。本会規則においても、同統一規則に従い既にタンカーの貨物油タンク及び貨物管装置に対しストラップを用いて船体に接地する旨規定している。

一方、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船については、本会規則において一般的な接地要件に基づき、上記と同様の取扱いとしているが、具体的な要件については、適用が不明確であった。このため、タンカーと同様に具体的な要件を規定するよう、関連規定を改めた。

また、併せて定期的検査における接地状態の確認に関する規定についても、現状の取扱いと整合させるよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンク及び貨物管装置等に対して、タンカーと同様に具体的な接地要件を規定した。
- (2) 定期的検査にて実施する貨物タンク及び貨物管装置等の接地状態の確認に関する要件を船種に関わらず、当該確認検査を年次検査から適用する旨改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B3.2, 表 B3.9, 表 B4.5 から表 B4.8, 表 B5.25, 表 B5.27

鋼船規則 D 編 14.2.2

鋼船規則 N 編 5.7, 5.7.4

鋼船規則 S 編 10.2, 10.2.1

鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.2, B3.4.2, B3.6.2, B4.3.1, B4.4.2, B4.5.2, B4.6.2, B5.3.1, B5.4.2

鋼船規則検査要領 D 編 D14.2.2